

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡配偶者（以下「被災者」という。）は、○年○月○日、A所在の会社B（以下「会社」という。）に採用され、会社においてITインフラの設計構築業務に従事していた。
- 2 被災者は、○年○月○日、帰省先から帰宅した請求人に、自宅で死亡しているところを発見された。死体検案書には、「直接死因：解離性大動脈瘤破裂」と記載されている。
- 3 本件は、請求人が被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

被災者に発症した疾病及び被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認め

られるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者に発症した疾病名と発症時期については、決定書(略)理由に説示のとおり、被災者は、○年○月○日、「解離性大動脈瘤破裂」(以下「本件疾病」という。)を発症し、死亡したものと判断する。

(2) 虚血性心疾患等の業務起因性の判断基準は、決定書(略)理由に記載の「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の認定基準について」(平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。)のとおりであり、当審査会としても、これを妥当なものと判断する。

(3) 被災者の異常な出来事への遭遇について

会社関係者からの聴取などの審査資料を精査しても、決定書(略)理由に説示のとおり、被災者が、本件疾病の発症直前から前日までの間において、発生状態を時間的及び場所的に明確にし得る業務上の異常な出来事に遭遇したことを確認することができる客観的で信憑性のある資料はなく、当審査会としても、被災者が同期間において異常な出来事に遭遇したと認めることはできない。

(4) 被災者の労働時間について

監督署長は、被災者の出社時刻及び退社時刻を、勤務表を基礎として算定している。同勤務表に記録された被災者の出社時刻及び退社時刻は、Cが、要旨、「労働時間は、出退勤時に各自が出社時刻及び退社時刻を登録することになっており、残業は事前の申告と上長の承認が必要である。被災者は勤務時間管理のない管理職だが、プロジェクトの作業時間管理のために時刻を入力していたと聞いている。」と述べ、同勤務表が○年○月○日までは午後5時45分に退社となっている日が多いものの、同年○月○日以降は深夜の時間帯に退社となっている日が多くなっていることも、Dが、要旨、「被災者が会社のプロジェクトに加わった○年○月以降、被災者は少しずつ業務多忙となったようだが、

会社の親会社であるEに派遣されていた同年〇月までは業務にかなり余裕があったようで、暇だ、と言っているときもあった。被災者は、亡くなる前には、午後10時くらいまで残っていることもあったようだ。」と述べていることや、Cが、「会社は、Eの多すぎる業務を会社が分担するため、被災者をEに派遣したが、Eの業務量があまり多くなかったため、会社は、〇年〇月から始まる新しいプロジェクトに被災者を参加させることにした。」と述べていることと整合している。したがって、監督署長が認定した被災者の入社時刻及び退社時刻は、おおむね妥当であると判断する。なお、被災者の帰宅時のメールの送信時間が退社時刻を正しく反映しているとの主張及び深夜手当を支給させないために午後10時までで自己申告させていたと推定されるとの主張について、一件記録からは、それらの事実は確認できないため、請求人の主張は採用できない。

また、監督署長は、被災者の休憩時間を、使用者申立書等に基づき、45分としているところ、Dが、要旨、「被災者がそんなに毎日休憩が取れないことはなかったと思う。」と述べていることに照らし、監督署長が認定した休憩時間は、妥当であると判断する。

以上のとおり、監督署長の労働時間の算定は是認することができる。

(5) 被災者の短期間の過重業務について

決定書(略)理由に説示のとおり、被災者の本件疾病の発症前おおむね1週間における時間外労働時間数は0時間である。また、被災者の業務に過重性をもたらす労働時間以外の負荷要因について、会社関係者からの聴取などの審査資料を精査しても、確認することができる客観的な資料はなく、当審査会としても、被災者が、本件疾病の発症前おおむね1週間において、特に過重な業務に就労したと認めることはできない。

(6) 被災者の長期間の過重業務について

決定書(略)理由に説示のとおり、被災者の本件疾病の発症前おおむね6か月間における時間外労働時間数については、発症前1か月間の時間外労働時間数は53時間であり、発症前2か月間から6か月間における1か月当たりの時間外労働時間数は、最長で、発症前2か月間における1か月当たりの時間外労働時間数である31時間18分である。また、被災者の業務に過重性をもたらす

労働時間以外の負荷要因について、会社関係者からの聴取などの審査資料を精査しても、確認することができる客観的な資料はない。したがって、当審査会としても、被災者が、本件疾病の発症前おおむね6か月間にわたって、著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労したと認めることはできない。

なお、請求人は、前記第3の1（略）のとおり、被災者の死亡直前1か月間の時間外労働時間数は85時間1分に達しており、認定基準において業務と発症との関連性が高いとされる死亡直前1か月間の時間外労働時間数である100時間と同程度の業務の過重性があったと主張する。請求人が算定した時間外労働時間数のうち、請求人が社外時間外労働時間数と主張する30時間42分は、請求人が深夜又は休日等に会社外でパソコンを起動していた時間を合計したものである。

この点、被災者が同期間において、繁忙であった事実も認められず、また、Dによると、同社外労働時間数は、管理者として、深夜や休日に顧客先の現場から送付されて来る経過報告のメールを読んで、現場に対しねぎらいのメールを返信する等のためであると述べている。以上の事実から、被災者が、会社外におけるログインからログオフまでの全時間にわたり労働していたと評価する根拠はなく、さらに、被災者が自宅において作業した時間については、会社との業務と比較して、精神的緊張、拘束などは低いことから、そのまま評価するのは適切ではないと判断する。

よって、請求人の上記主張を採用することはできない。

(7) 上記のとおり、被災者の本件疾病は、認定基準の対象疾病に該当するものの、認定基準の「異常な出来事への遭遇」、「短期間の過重業務」及び「長期間の過重業務」のいずれも認められないことから、当審査会としても、被災者の本件疾病の発症及び被災者の死亡は業務上の事由によるものということとはできない。

(8) 請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。